

お知らせ

バイクなどの廃車手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、4月1日現在、原動機付自転車(125ccまでのバイクやミニカー)やオートバイ・四輪の軽自動車・小型特殊自動車を所有している方に課税されます。廃棄や譲渡、盗難等で現在所有していない場合は、廃車の届出を行ってください。警察署に盗難届を出していても、廃車の届出は必要です。
※盗難の場合、廃車日は盗難届の届出日にかかのります。

▶廃車届出場所

●原動機付自転車・小型特殊自動車

戸籍住民サービス課(区役所1階2番)、
税務課(同3階0番)

※小型特殊自動車・ミニカーの受付は税務課のみ

TEL (5246) 1101

●排気量125ccを超えるバイク

東京運輸支局足立自動車検査登録事務所
(足立区南花畑5-12-1)

TEL 050 (5540) 2031

●三輪・四輪の軽自動車

(排気量660cc以下)

軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所
(足立区宮城1-24-20)

TEL 050 (3816) 3102

▶問合せ 税務課

TEL (5246) 1101



詳しくはこちら

下谷青年学級 学級生・ボランティア募集

知的障害のある青年が、学習講座やバスハイク・スポーツなどの活動を通して交流や生活に必要な学習を行います。

●学級生募集

▶日時 4月~9年3月の日曜日午前
(月1回)

※プログラムにより午後にかかる場合があります

▶場所 柏葉中学校 ほか

▶対象 次のいずれかに該当する高校生年代以上で、知的障害がある方
・区内在住か通勤(学)
・区立中学校特別支援学級の卒業生

▶費用 年間1,500円(教材費)

※活動内容により、別途実費負担(施設入場料・交通費等)あり

▶申込締切日 3月31日(火)

●ボランティア募集

▶対象 教員を目指す学生、知的障害のある方の支援について学びたい方など

◆共通項目◆

▶問合せ 生涯学習課

TEL (5246) 5821



詳しくはこちら

保険・年金

高額医療・高額介護合算療養費等の申請書を順次発送します

●国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している世帯の方

6年8月1日~7年7月31日に健康保険の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計が、高額になったとき、高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費等を支給します。該当する方には申請書を順次発送します(国民健康保険は3月上旬、後期高齢者医療は3月中旬)。

なお、この期間内に社会保険への加入や、健康保険・介護保険に複数の加入歴がある方がいる世帯には、原則として申請書を送付できません。支給対象になると思われる方はお問合せください。

※7年7月31日時点で、会社などの保険に加入していた方は、加入していた健康保険にお問合せください。

※自己負担額証明書等については、7年7月31日時点で、加入していた健康保険

または介護保険にお問合せください。
※一定の期間を過ぎると時効により、給付できなくなります。早めの手続きをお願いいたします。

▶問合せ 国民健康保険課給付係

TEL (5246) 1253

国民健康保険課後期高齢者医療係

TEL (5246) 1254

介護保険課給付担当

TEL (5246) 1249

福祉 (高齢・障害等)

難病患者福祉手当をご存じですか

難病医療費助成制度(国および都府県)の対象で、65歳未満の方は、難病患者福祉手当を申請できます。

また、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象で、手当の対象疾病に罹患している方も申請できます。

対象の疾病は区HPで確認できます。手当の支給には、所得制限等の支給要件がありますので、詳しくはお問合せください。

▶問合せ 障害福祉課

TEL (5246) 1201



詳しくはこちら

福祉タクシー券を利用している方へ

8年度分のタクシー券を交付します。事前に登録されている受取方法(郵送または窓口受取)でお渡しするので、ご不明な方はお問合せください。

▶発送日 3月13日(金)

▶窓口配布開始日 3月23日(月)

※8年度分のタクシー券は、4月1日(火)から使用できます。

▶支給要件 身体障害者手帳の四肢1級、下肢・体幹・内部機能の1~3級、視覚1・2級、愛の手帳1・2度、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(四肢機能の等級が1級・移動機能の

等級が1~3級)のいずれかに該当し、令和6年1~12月の所得が限度額以内

※燃料費助成と同時支給は不可

▶所得限度額(令和6年分所得)

扶養人数	所得限度額
0人	366万1千円
1人	404万1千円
2人目以降	1人につき38万円加算

※世帯状況等に応じて各種控除が受けられる場合があります

▶必要な物(窓口受取の場合) 身体障害者手帳または愛の手帳

※本人や家族以外が受け取りにくる場合は事前にお問合せください。

▶問合せ 障害福祉課(区役所2階0番)

TEL (5246) 1201



詳しくはこちら

住宅 まちづくり

住まい探しにお困りの方に向けた入居相談窓口(予約優先)

▶日時 月~金曜日8:30~17:00

▶対象 区内在住の高齢者・障害者・ひとり親世帯の方など

▶場所・申込み・問合せ

住宅課(区役所5階0番)

TEL (5246) 1468



詳しくはこちら

さかもと朝顔広場(旧坂本小学校跡地)で社会実験を実施します

子供が楽しめるワークショップやキッチンカーなどが出店される予定です。

▶日時 3月14日(土)

10:00~15:00

▶場所 下谷1-12-8

▶問合せ 用地・施設活用課

TEL (5246) 1531



詳しくはこちら

全世帯へ「食料品等高騰対応給付金」を支給します

政府が7年11月21日に閣議決定した『強い経済』を実現する総合経済対策に基づき、食料品の物価高騰に対する支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、全世帯を対象に「食料品等高騰対応給付金」を支給します。

▶対象世帯 基準日(7年12月19日)において、区内に住居登録がある世帯

▶支給金額 世帯員1人あたり5,000円

※世帯ごとに支給します。

【非課税世帯への加算について】

世帯全員の7年度住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯(生活保護受給世帯を含む)には、1世帯あたり5,000円が加算されます。

※世帯の中に以下の方がいる場合は非課税世帯加算の対象となりません。

- ・7年度住民税未申告の方(被扶養者は除く)
- ・7年1月2日以降に日本国外から台東区へ転入した方

▶申請方法 支給対象となる世帯には、次の①②のいずれかの書類を送付します。

世帯状況により送付する書類が異なりますので、お手元に届いた書類をよくご確認ください。

	送付対象	送付時期	申請方法	支給時期	申請期限
①支給のお知らせ	マイナンバーの公金受取口座の登録がある、または6年度以後に支給開始した給付金を口座振込により受給している世帯	2月下旬	申請不要	3月下旬(予定)	-
②支給要件確認書	①の送付対象に該当しない世帯	3月中旬	支給要件確認書を下記申請場所へ郵送(電子申請可)	区が書類を受領してから5週間後(目安)	6月30日(火)(必着)



詳しくはこちら

DV等で台東区に住居登録ができず避難中の方

食料品等高騰対応給付金をご自身が受給できる可能性があります

住所地の世帯が食料品等高騰対応給付金の支給対象であっても、一定の要件(DV避難中であることの証明等)を満たせば、ご自身が受給することができます。

手続きについては、コールセンターへお問合せください。

▶問合せ 台東区臨時特別給付金コールセンター

TEL 0120 (437) 074

(土・日曜日・祝日を除く8:30~17:15)

▶申請場所・問合せ 〒110-8615 台東区役所臨時特別給付金担当

(土・日曜日・祝日を除く8:30~17:15)